

## 警報発令時の臨時休校について

- (1) 午前6時現在、岡山市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合は臨時休校とする。
- (2) 岡山市以外の地域で、午前6時現在「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合には、その地域に居住の生徒は登校しなくても公欠とする。
- (3) 暴風警報が発令されていない場合でも、台風の影響で公共交通機関が運転を休止している場合には、学校の判断によって臨時休校する場合がある。
- (4) 学校が休校措置をとらない場合で、局地的に台風の影響で通学できない状況のときは、当日保護者からの連絡があった場合のみ、出席扱いとする。

※ 特に、(1)、(2)の「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「大雨警報」「洪水警報」発令による臨時休校については、テレビやラジオでの警報情報で判断すること。

※ 「生徒手帳」22ページにも載っています。